

函館市監査公表第21号

函館市長から、行政監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、当該通知（写）を地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、別紙のとおり公表する。

令和元年9月27日

函館市監査委員 小 野 浩

函館市監査委員 本 間 裕 邦

函館市監査委員 板 倉 一 幸

函館市監査委員 藤 井 辰 吉

函 農 企

令和元年（2019年）8月23日

措 置 通 知 書

函 館 市 監 査 委 員 様

函館市長 工藤 壽樹



地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、次のとおり通知します。

部 局 名	農林水産部		
監 査 の 種 類	定期監査・財政援助団体等監査	その他（行政監査）	
監査等実施期間	平成30年7月25日～平成31年2月26日	講評日	平成31年3月5日
調査対象事項名	各種団体等への負担金の支出について		
	指摘事項、意見・要望事項		
【意見】	団体の繰越金について、支出総額を上回る金額を保有しているものがあつた。多額の繰越金の存在は、負担金額の妥当性に疑問が生じることから、負担金の減額や団体の事業内容の充実など、本市にとって有益な方法により、必要以上の繰越金の解消について、団体への要請等を検討されたい。 (対象となつた負担金) 水産都市協議会負担金 コンブ輸入割当制度堅持北海道自治体協議会負担金		
	措置内容、対応・考え方		
【対応】	支出総額を上回る繰越金が発生している水産都市協議会およびコンブ輸入割当制度堅持北海道自治体協議会に対し、負担金の減額や事業内容の充実・拡大などによる繰越金縮減についての検討を文書にて要請しました。		